令和８年度松伏町子育て世帯電動アシスト自転車購入費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、子育て等に伴う移動の利便性の向上を図るとともに、物価高騰の影響を受ける子育て世帯等の経済的負担を軽減するため、電動アシスト自転車（道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号）第３９条の３に規定する駆動補助機付自転車をいう。以下同じ。）を購入した者に対し、予算の範囲内において松伏町子育て世帯電動アシスト自転車購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松伏町補助金等の交付に関する規則（平成５年松伏町規則第１３号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象自転車）

第２条　補助対象自転車は、次の各号のいずれかに該当する新車の電動アシスト自転車であって、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）又はその配偶者の名義で防犯登録されたものとする。

（１）一般社団法人自転車協会が定める自転車安全基準に適合したことを示すＢＡＡマークが車体に貼付されたもの

（２）国家公安委員会の型式認定を受けた駆動補助機付自転車

２　中古のもの、譲渡により取得したもの又は個人間の売買（オークション及びフリマアプリ等によるものを含む。）により取得したものは、補助対象自転車としない。

（補助対象者）

第３条　補助対象者は、補助対象自転車を当該世帯において使用する目的で購入した者又はその配偶者であって、申請日において住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）の規定により本町の住民基本台帳に記録され、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）補助対象自転車の購入日において、同一の世帯に属する小学校就学前の児童を養育する父母又は当該児童と同一の世帯に属し、父母に代わり主に当該児童を養育する者

（２）補助対象自転車の購入日において、母子健康手帳の交付を受けている妊婦及びその配偶者

２　前項の規定にかかわらず、配偶者からの暴力その他のやむを得ない事情により住民登録を町内に移すことができない者で、現に町内に居住していることを町長が認めたものについては、同項の規定中「申請日において住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）の規定により本町の住民基本台帳に記録され」とあるのは、「申請日において現に本町に居住している」と読み替えるものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としない。

（１）補助対象者又はその配偶者に町税等又は保育料の滞納がある場合

（２）補助金の交付に必要な事項（住所、世帯状況、町税等及び保育料の納付状況その他必要な事項）について、町が保有する公簿等により確認することに同意しない場合

（３）松伏町暴力団排除条例（平成２４年松伏町条例第１５号）第２条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者である場合

４　前項第１号に規定する町税等及び保育料は、次に掲げるものをいう。
（１）町税等　松伏町税条例（昭和３０年松伏領村条例第１１号）に規定する町民税、固定資産税及び軽自動車税並びに松伏町国民健康保険税条例（昭和３０年松伏領村条例第１８号）に規定する国民健康保険税
（２）保育料　松伏町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則（平成２７年松伏町規則第１５号）第５条の規定により町長が徴収する保育料及び松伏町学童クラブ設置及び管理条例（平成２１年松伏町条例第３号）第９条に規定する保育料

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、補助対象自転車の購入費（車体本体の購入費をいい、消費税及び地方消費税の額を含むものとする。ただし、付属品の購入費、防犯登録料、保険料、送料、決済手数料その他町長が補助対象経費として適当でないと認める費用を除く。）の２分の１に相当する額（１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、５０，０００円を上限とする。
２　補助金の交付は、同一世帯につき１回限りとする。

（交付の申請）

第５条　申請者は、補助対象自転車を購入し、その購入代金の支払を完了した後、松伏町子育て世帯電動アシスト自転車購入費補助金交付申請書（様式第１号）をすこやか子育て課の窓口に提出し、又は電子申請・届出サービスに必要事項を入力して送信するとともに、次に掲げる書類を添えて、令和９年２月２６日までに申請しなければならない。
（１）購入金額、購入日、商品名及び販売店名の全てが客観的に確認できる書類（領収書、レシート等）の写し（複数の書類によらなければこれらを確認できない場合は、当該複数の書類の写し）
（２）購入した電動アシスト自転車全体が確認できる写真
（３）ＢＡＡマークが付された自転車にあっては、当該自転車に付されたＢＡＡマーク及びその周辺の車体が確認できる写真
（４）ＢＡＡマークが付されていない自転車にあっては、メーカー名、車種（商品名）及び型式の全てが客観的に確認できる書類（保証書等）の写し
（５）防犯登録カード（所有者控）等、申請者又はその配偶者の名義で防犯登録されていること及び車体番号が客観的に確認できる書類の写し
（６）その他町長が必要と認める書類
２　前項の規定による申請は、予算の範囲内で、原則として申請の先着順に受け付けるものとする。ただし、申請を受け付けた日において、その日に受け付けた申請に係る補助金の申請額の合計が予算の残額を超えることとなる場合は、その日に受け付けた申請について抽選を行い、補助金の交付対象者及び補欠者を決定するものとする。
３　前項の抽選により補欠者となった者は、補助金の交付対象者が補助金の交付を辞退した場合その他の理由により補助金の交付を受けないこととなった場合に、抽選の順位に従い、補助金の交付対象者とすることができる。
４　補助金の交付総額が予算額に達したと認めるときは、申請期限前であっても受付を終了するものとする。

（交付決定）

第６条　町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定する。

２　町長は、補助金の交付を決定したときは、その額を確定し、申請者に対し松伏町子育て世帯電動アシスト自転車購入費補助金交付決定兼交付額確定通知書（様式第２号）により通知するとともに、申請者が指定する口座へ補助金を交付するものとする。

３　町長は、補助金を交付すべきでないと認めたときは、申請者に対し松伏町子育て世帯電動アシスト自転車購入費補助金不交付決定通知書（様式第３号）によりその旨を通知するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第７条　町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）補助対象自転車を返品し、又は購入契約の解除その他の理由により、購入代金の全部又は一部の返還を受けたとき。

（３）この要綱又は補助金の交付の条件に違反したとき。

２　町長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該取消しに係る補助金の全部又は一部について、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和８年１０月１５日から施行する。

２　この要綱の施行前に購入された補助対象自転車であって、令和８年４月１日以後に購入されたものについては、この要綱の規定を適用する。